令和８年大和町議会６月定例会議会議録

令和８年６月２日（火曜日）

応招議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

出席議員（１５名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
７番	佐々木　久　夫　君	１６番	今　野　善　行　君
８番	犬　飼　克　子　君		

欠席議員（１名）

１４番	大須賀　　啓　君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野俊彦君	商工観光課長兼企業立地推進室長	星正己君
副町長	千葉喜一君	都市建設課長	藤原孝義君
教育長	八巻利栄子君	会計管理者兼会計課長	丹野俊宏君
代表監査委員	内海義春君	教育総務課長	菊地康弘君
総務課長兼危機対策室長	児玉安弘君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
まちづくり政策課長	堀籠優君	公民館長	荒木直美君
財政課長	佐々木克敏君	税務課徴収対策室長	相澤敏晴君
町民生活課長	青木朋君	健康推進課参事	佐藤泰啓君
子ども家庭課長兼こども家庭センター長	大友徹君	税務課課長補佐	庄司太一君
福祉課長	阿部晃君	上下水道課課長補佐	千坂伸君
農林振興課長	早坂基君		

事務局出席者

議会事務局長	村田充穂	主任	櫻井郁也
主事	佐藤みなみ		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前９時５８分　　開　　議

議　　長　（今野善行君）

皆さん、おはようございます。

定刻若干前ではありますが、皆さんおそろいでありますので本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、昨日説明のあった諸般の報告について、執行部より資料訂正の申出がありましたので、訂正箇所、対応など、事務局長より説明をさせますのでお聞き願います。

事務局長　（村田充穂君）

ただいま議長が申し上げました資料の訂正の件につきまして、諸般の報告のうち、令和７年度地域振興公社決算に係る別冊令和７年度年度決算報告書の１ページの21行目に係ります当期純利益の金額を274万9,000円から256万9,000円に訂正を行うものであります。

次に、タブレット内のデータは次の休憩時間を使い訂正作業を行わせていただきます。

事務局からの連絡は以上でございます。

日程第１「会議録署名議員の指名」

議　　長　（今野善行君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、７番佐々木久夫君及び８番犬飼克子さんを指名します。

日程第２「一般質問」

議　　長　（今野善行君）

日程第２、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

２番佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

おはようございます。

本日、朝起きまして議員として務めさせていただいてから何回目の一般質問かなと考えておりましたら本日で９回目ということで、大分緊張が解けたかなと思うんですが、実は心臓ばくばくでございまして、実は緊張するタイプでございますので、でもしっかり務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは１件目に移らせていただきます。

１件目です。「親のみちしるべ」の早期導入を。

宮城県教育委員会では、平成24年度から震災後のストレスや悩みによって苦しむ保護者の心のケアの回復のため、また家庭教育を取り巻く喫緊の社会的課題に対応するために、家庭教育支援者の養成講座や各種研修会を実施しております。

また、親向け、将来親になるであろう中高生向けの宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」を作成し、出前講座による学習機会の提供に取り組んできております。

本町におきましても、妊娠期や中高生まで全ての親子の切れ目のない支援の一環として早期導入すべきと考えますが、以下の点について伺います。

１要旨目、時代とともに家庭環境も大きく変化する中、家庭教育は自己肯定感、社会性、基本的生活習慣を育む土台でございます。家庭教育力の低下が子供たちに及ぼす影響について、教育長の所見を伺います。

２要旨目、妊娠期から中高生まで全ての親子を一体的に捉えた切れ目のない支援体制を充実させ、成長段階に応じた課題の未然防止につなげる必要があるのではないでしょうか。

３要旨目、「親のみちしるべ」導入について、教育長の考えをお伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは、佐野瑠津議員の「親のみちしるべ」の早期導入をのご質問にお答えいたします。

初めに、少子化や社会環境の急速な変化に伴い、保護者の孤立感や不安感が深まる中、家庭教育支援の重要性は一層高まっております。子供たちの健やかな成長を支えるためにはその家庭教育の担い手である保護者への支援も不可欠であると考えております。

また、宮城県教育委員会が作成した親の学びプログラム「親のみちしるべ」は、親同士が交流しながら子供の成長過程の中で自らの子育てを見詰め直し、親自身も自分と向き合いながら子育てや自分に対する新たな気づきを得るためのワークショップ形式の参加型学習プログラムです。

このプログラムは、親を教育するものではなく、親が本来持っている育つ力を支えるものであり、平成24年度に作成された第１弾をはじめ、令和６年度に作成された第４弾まで幅広いプログラムが準備されております。

１要旨目の家庭教育力の低下が子供の成長に及ぼす影響について、教育長の見解を伺うについてお答えいたします。

家庭教育は、子供たちが人として生きていくための基本的な知識や社会性、そして、自己肯定感や生活習慣を身につけるための最も根幹となる学びの場であり、全ての教育の出発点であると捉えております。

近年、核家族化や地域とのつながりの希薄化、また、デジタル機器の普及などにより、家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。そのような中で、保護者が孤立感や負担感を抱えながら子育てに向き合っている状況について深く憂慮しております。家庭教育力が十分に発揮されないことは、子供たちの心身の発達や自尊感情を育む上でも大きな課題になり得るものと認識しております。

子供たちが自分自身を大切にし、他者との良好な関係を築ける大人へと成長していくためには、保護者が安心して子育てに専念できる環境づくりが重要であると考えております。

次に、２要旨目の全ての親子を一体的に捉えた切れ目のない支援体制を充実させ、課題の未然防止につなげる必要があるのではについてお答えいたします。

全ての親子を切れ目なく支えていくためには、親である保護者が抱える悩みや不安を早期に受け止め、必要な情報や学びの機会を届けていくことが大切であると認識しております。

教育委員会といたしましては、現在、家庭教育サポートチームによる地域・学校・家庭との協働教育をはじめ、親の学び塾や幼児学級などを通じ、子育ての知識や親同士が学び合う機会を提供しているほか、家庭教育サロンでは保護者が子育ての喜びや

悩みを共有し、孤立を防ぐためのつながりづくりにも力を入れているところでございます。

また、それぞれの成長段階で保護者が抱える困り感に寄り添い、こうした活動の充実を図ることで安心して子供を産み育てられる環境づくりを進め、結果として課題の未然防止につなげていくことが重要であると考えております。

その役割を果たすべく、今後も一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、３要旨目の「親のみちしるべ」導入について、教育長の考えはについてお答えいたします。

宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」の導入につきましては、保護者が自らの子育てを見詰め直し、親としての学びを深めるための一つの有効な手法となり得るものと認識しております。

本年５月12日に開催されました家庭教育支援チーム連絡会議研修会には担当職員が出席し、その内容等の把握に努めたところでございます。導入に当たりましては、保護者が無理なく、かつ前向きに参加できる環境を整えることが重要であると考えております。

また、学校や地域での研修会や懇談の場など、多様な機会を通じて活用を促すことが可能であるかどうか、引き続き研究してまいりたいと考えております。

子供たちの健やかな成長のためには家庭が最も大切な基盤であります。このことからも「親のみちしるべ」を一つのきっかけとして全ての保護者が真意を持って子育てに向き合えるよう、今後も継続して検討してまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

それでは、早速再質問させていただきます。

まず１要旨目なんですけれども、家庭教育力の低下によって子供たちに及ぼす影響についてというところで質問をまずさせていただいてご答弁いただいた次第でございます。

教育長のご答弁の中にも家庭教育の重要性について認識されているというふうに受

け取らせていただきました。

おっしゃるとおり、やっぱり核家族化、そしてまた地域のつながりの希薄化によってやはりもう昔と比べて祖父母が近くにいるとか一緒に住んでいるなどの以前の環境と比べて社会環境がやっぱり大きく変わってきているというのは課題であるわけでございます。そうしたことで子育ての経験やまた知識を共有できる、得る機会が減少しているというのが現状であるのではないかと思うわけでございます。

こうした状況の中で、保護者個人の努力だけにもはやもう委ねている時代ではなくて、行政が家庭教育についてしっかりと学ぶ機会を提供する必要があると考えますが、その点については教育長の認識を伺います。

議　　長　（今野善行君）

八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは佐野議員の再質問にお答えいたします。

ただいまお話がありましたとおり、やはり社会状況の変化というのが家庭教育に及ぼした影響というのは非常に大きいものがあると思っております。

議員おっしゃるとおり核家族化も進みまして、子育てする上で相談する人が近くにいないという状況で、ただ何かしらの知識を得るためにネット等を頼る方もいるかと思いますが、インターネットは自分が本当に欲しいものだけが入るものではありませんし、それが正しいというふうに考えられるものでもないので、行政側としても家庭教育という観点で親をサポートする上で、先ほど申し上げたとおり生涯学習課のほうでも様々な家庭教育サポート事業ということを行っておりまして、佐野議員にもご協力をいただいておりますが、ちょこっとままサロンであったり親の学び塾であったり、またはそのサポートチームの養成講座というのもやっておりまして、そのような形で行政側としてサポーターの方に力をお借りしながら保護者の子育てを支援してまいれればというところで考えているところでございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

今教育長がおっしゃるとおり、やはり親御さんをやっぱりサポートしていく体制がしっかり整っていかなければいけないのではないかというご認識であるということが分かりました。そのとおりでして、やはり保護者を支援する行政の役割とはというところでやはりすごく今回も考えている次第でございます。

教育基本法の中に家庭教育の項目がございますけれども、第10条を見ますと父母、そのほかの保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであるとこれは皆さんもよく理解していらっしゃるところだと思います。家庭がまず生活のために必要な習慣を身につけさせる。そして自立心を育成し、心身の調和を取れた発達を図るように、まずは保護者及び父母が努めるものとするというふうに教育法にも書いております。そこに同じく、第２なんですけれども、第10条の第２には、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、そのほかの家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるように努めなければならないというふうに書いてあります。

その点につきまして、教育長のもう一度この家庭教育に関しての認識、そしてまた地方公共団体として行政としての役割について、もう一度ご答弁をお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは佐野議員の再質問にお答えいたします。

家庭教育の重要性については共通の認識であるかというふうに思います。それを行政としてどう支えていくかというところで私たちが考えるべきものと思いますので、先ほど申し上げた生涯学習課としても様々なプログラムは考えておりますが、それだけにとらわれずにもうちょっとできることはないかということで行政としての役割として家庭教育、保護者を支える何らかのことをやっていくことが必要であり、大切なのではないかというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

それでは２要旨目に移らせていただきますけれども、妊娠期から中高生までの親子を一体的に捉えた切れ目のない支援体制を充実させるというところでございました。そこにつきましては、今も生涯学習課において家庭教育サポートチームがおられまして、本当に日々努めていただいているというところを私も肌感覚で感じておりますので、本当にそこにはすごい敬意を表したい次第でございます。

しかし、今行われている家庭教育の支援、実際に行われているところにおきましては、ご答弁におきますと、親の学び塾、そしてまたママサロンですとか、またその他様々な何でしょう、取組をされているということは認識しているんですが、本町において妊娠期から思春期までの保護者をゼロ歳から18歳と考えたときに、継続的な家庭教育支援、そのことにおける学習機会というのは十分に現状整備されているとお考えなのかどうか、そこにつきましての教育長の見解をお教えください。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは佐野議員の再質問にお答えいたします。

ゼロ歳から18歳まで一貫したというところにおきましては、継続的に一貫した計画があるかと申しますと、そこの点についてはまだ弱いところがあるのかもしれません。

例えば、小学生、中学生については学校教育という場においてその分を補完する必要があると思いますし、幼児教育も携わってやっていただいておりますので、小さいお子さんを持つお母さんからもう少し大きい子供を持たれるお母さんまでというところはある程度カバーできている部分があるかと思いますので、その子供たち、将来親になるというところについては学校の協力も得ながら進めていく必要があるというふうに考えております。

よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

おっしゃるとおりでして、今行われている事業というのはどちらかというと小さいお子さんがいらっしゃる方々向けの取組が多いのではないかなというふうに感じております。

令和７年度の研修の内容もちょっと見させていただきますと、ちょこっとママサロンに関しましては年に５回開催されていると。そしてまた家庭教育講座においては年に１回大きなのを開催されているということでございます。私も託児サポーターとして参加させていただいたことがあるんですけれども、主に内容がハンドメイドでしたりあとは防災について、あと手遊びについてなど、もちろん交流の場としてはいいとは思うんです。しかしながら、もっと根本的な、親としてどう子供に接したらいいかとか、しつけの部分、また愛情を注ぐ部分という具体的な実践的な部分というのが乳幼児期という、また幼児期というのは一番大事な時期にもかかわらず、そこはしっかりされているのかどうかというのが疑問に思うところでございます。

あともう一点は、小学校、学校教育の現場におきましても様々な課題があるわけでございます。不登校のことですとかまた様々な案件が実際に学校教育の現場でもあるというところにおきまして、今スクールソーシャルワーカーの方がおられますが、令和６年度におきましても相談件数が3,369件ということで、学校に関しては１名ずつということで２名体制でそれだけの件数を抱えているという現状がある中、これはやはり乳幼児から18歳まで、そしてまた今ですと小一の壁と言われたり、また中学校１年生になると、私も今年息子が中学校１年生になったんですが、やはり新しい環境に急激に変わりましてふだん元気だった子でさえもやはりかなりのストレスを抱えるというのが周りで起きているのも実際聞いております。

そうした中でやはり鍵となってくるのは親御さんがどのように接するか。それぞれのお子さんの成長段階に応じて親御さんがどう接していくかというのがすごく要になってくると思うんですが、その点におきまして教育長がふだんから学校現場で見ておられる様々なトラブルですとかいろいろな対応、また現場におられる先生方が対応しておられる様々なケースがある中において、やはり一貫したゼロ歳から18歳までの親御さんに対しての学習への学びの機会を徹底するというのがすごく大事だと考えますが、その点について教育長、もう一度ご認識をお伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは佐野議員の再質問にお答えいたします。

学校現場に長くいたものとして、子供たちの様々なトラブルですとか不登校等あるわけですけれども、個人的な問題であると同時にやはり家庭教育力の低下という話も随分前から聞かれておりますし、家庭環境等も子供に及ぼす影響は非常に大きいものがございます。

先ほどＳＳＷの件数のお話をされましたが、件数はかなり多くなっておりますが、家庭、お子さん、兄弟が何人もいるお子さんについては各中学校区に１人ずつ配置をしておりますので、小学生も含めた対応をしていただいておるということで、小学生のお子さんと中学生のお子さんがいる家庭にＳＳＷは実際おうちに赴くことができますので、そのような形でフォローいただいているものと思いますし、毎週教育委員会のほうにも来ていただいてお話も伺わせていただいているというところで、非常に力をお借りして助かっているなというふうに感じております。

小一の壁ですとか中一ギャップですとか、そういう子供が実際おうちで保護者の方にうまく寄り添っていただいたり励ましていただいたりすることで乗り越えられる部分というのは非常に大きいものかと思います。子供のエネルギーになるのはやはり親の理解力とか温かさかなというふうに思いますので、そういうところを、親も人間ですので、力が下がっているときに支えられるような何かしら支援ができればというふうには考えております。

議員お示しいただいた親のプログラムについても見させていただいたら、各段階を追って様々なプログラムがあることについても理解をいたしましたので、全てをというのをすぐにというわけにはいかないかと思いますが、特に足りない部分ですとか必要な部分から何らかの形で始められればいいのではないかなというふうに思ったところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

教育長が、３要旨目にちょっと移ってくると思うんですけれども、親の学びのプロ

グラムについても見ていただいたということでございました。

本当におっしゃるとおり、何ていうんでしょうか、教育現場で起きていることというのは、実は子ども家庭課さん、また健康推進課さん、また行く行くは大人になられた後は福祉課というところでこれってすごく一体的につながっておりまして、やはりそこにおいてじゃあ誰がかじ取りをするのかとなった場合に、やはりその教育に携わっておられる教育長、または町長と本当にそこはよく議論していただいた上で考えていただきたい部分ではあるんですけれども、そこでやはり大事になってくるのが家庭教育サポートチームというのを国は推進しているわけでございます。そうした中で、今の家庭教育サポートチームの存在には感謝なんですが、もっとできるところがあるんじゃないかなというふうに感じている次第でございます。

３件目のところに入っていくわけですけれども、そこで提案したいというところで「親のみちしるべ」ということを今回提案させていただいた次第でございます。

ご答弁の中にも職員の方が今回研修のほうに行かれたということで、実は私もその一人として今回行かせていただいた次第でございます。

実際にこの発端となっているのが宮城県教育委員会であるわけですけれども、宮城県教育委員会がやはりこの家庭教育サポートチームに力を入れていきたいということで県内の市町村にこの講座があるごとに関わっていらっしゃる方にぜひやってくださいというふうにすごい伝えてらっしゃるんですね。私もその現場に行きましてその熱量が伝わったというか、もうそのとおりだなと思うほどすごく熱量が伝わってきたわけですけれども、「親のみちしるべ」というところにおきまして、やはりいきなり全てを受け入れるというのはやっぱり難しいであろうという先ほど教育長のご答弁にもありましたけれども、全てやるとなるとこれ実は34のプログラムがございまして、全て取り入れるのは難しいかと思います。しかし、例えばですけれども、教育長見ておられまして、小学校１年生におきましては１日事前説明会というのがございます。保護者の方だけが来られる日というのがあったりですとか、あとはここの分野においては町長の協力も必要ですが、子ども家庭課において、本町が運営する保育所さんもありますけれども、そこにおいてできるところから始めてみるとか、まずはそのような小さな始まりからできるんではないかと思うんですが、その点におきましては教育長、どのようにお考えでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは佐野議員の再質問にお答えいたします。

子育てサポートチームの資料については私も拝見させていただきました。養成講座等も行っていただいておりまして、本町でもサポートチームの養成講座をたいわ子育てサポーター養成講座という形で実施しておりますので、その辺りで紹介するのもいいのではないかなと実際思ったところです。

ただ議員おっしゃるとおり、何分回数が多いですので、サポーターの養成講座も何回かございますが、三十数回というのは難しいところですので、そこで紹介して輪を広げていければなというのは思うところですし、また小学生の前は保育園児でしたし、その前は幼児とつながっているわけですので、それぞれのタイミングで協力を得ながら親を支えるという形で「親のみちしるべ」の考えを導入していければと思います。

なお、昔は学校でも家庭教育学級というものがございまして、親が集って研修会をしたりとか子供と一緒に何かしたりということがあったように記憶しているんですけれども、やはりいつの間にその時間がなくなったのかなとちょっと私も考えるところですが、授業時数の減少があったり、土曜日が休みになったり、そのような中で一緒にやったり学ぶ機会というのが少しずつ減ってしまったのではないかなというふうに思っているところです。

改めて、コロナもありまして、外との接触がすっかり遮断されていた学校現場というのもございまして、今少しずつ戻ってきて従前のという考えが出てきておりますので、改めて外から人を入れるということに対しても働きかけをしながら取り組んでまいれればと思います。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

まず教育長のご答弁にもありましたとおり、昔は家庭教育学級があったということで、本当にそれこそが本来今必要なのではないかと本当に聞きながら思った次第でございます。

今回私も研修に参加させていただきまして、講師の方が実は「親のみちしるべ」の

作成に関わった方でございました。その方は大崎市に住んでいらっしゃる方なんですが、大崎市では実際に「親のみちしるべ」をやっていると。そしてまた多賀城、そして塩竈も取り入れている。塩竈におきましては以前も同僚議員、また含め私自身も紹介させていただきましたが、中学校に赤ちゃんふれあい事業ということで「親のみちしるべ」にも含まれているんですが、将来親になるであろう中学生に対しても命の尊さを教えるということで、実際に「親のみちしるべ」のプログラムの中に含まれているわけでございます。

大崎市におきましてはその担当の方がおっしゃっていたんですけれども、講師に関しては心配しなくていいとおっしゃっていました。なぜならば宮城県で派遣できますと。これは広域でやっていきたいんだと。これは宮城県教育委員会がもう推進してやっていきたいと思っていますので、新たな予算を組まなきゃいけないとか新たに大和町が頑張って人員を集めなきゃいけないとかそこは心配しないでくださいとお墨つきを受けました。

ですので、教育長におきましてはご答弁には引き続き研究してまいりたいとおっしゃっていましたが、ぜひもう既に取り組まれておられる市町村に行っていただいて実際に見てみる。どういうふうなことをされているのかと。家庭教育サポートチームの皆様と共に。もしくはそこに人員が足りない、もういっぱいいっぱいということであれば、今まで子育てサポーターとして関われた方々をもう一度お声がけをしまして、そしたらばその中にも思いがある方がいらっしゃるはずです。というのは私自身も実際子育てサポーターとして活動させていただいている中で、本当に皆さん貢献したいという方々ばかりですので、力になっていただける方がいると思います。

ですので教育長、この検討してまいりますと。研究してまいりますとありましたが、具体的に実際に次の一歩としてこの家庭教育が大事であるという認識がありますので、何を次していただけるのか、具体的に何か思われることがございましたら最後にご答弁をお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは佐野議員の再質問にお答えいたします。

本町でも家庭教育サポートチーム事業として、一つの事業として家庭教育を支えて

いこうということをやっておりますので、先ほど申し上げましたが、サポーターの養成講座等で導入することはやぶさかではないというふうに考えております。

また、以前はコロナ禍の前ですが、中学校の家庭科の授業でも保育園に行ったりとか子供を育てるとか、幼児とか、自分の生まれたことについて学ぶ時間がございまして、そういう形で学んで親としての考えなども学んでいたものがございますので、改めて学校で何を今やっているか確認しまして、その辺についてもこのプログラムがどの辺りで関われるのかなというところは研究してまいりたいなと思っております。

何らかの形でできること、一つでも二つでも今年度から始められればなと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

それでは２件目に移らせていただきます。

２件目です。学校給食における食育・食品ロス削減への取組について。

近年、食材価格や光熱費の高騰が学校給食に影響を及ぼす中、本町では令和５年度から町内小中学校の給食費無償化を実施し、保護者の経済的負担軽減に努めております。

その一方で、学校給食におきましては、調理時に発生する残渣や食べ残し、さらには児童生徒の食習慣の変化や食物アレルギーへの対応から生じる食品ロスなど要因は多岐にわたっております。

そこで以下について教育長に伺います。

１要旨目、食品ロス削減を含めた食育について現在の取組状況は。

また２要旨目、町内全体の残食率及び学校給食牛乳の廃棄量は。また１人当たり何％なのかお伺いいたします。

そして３要旨目、今後の食育や食品ロス削減に向けた具体的な方針や対策をお教えください。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

次に、学校給食における食育・食品ロス削減への取組についてのご質問にお答えいたします。

初めに１要旨目の食品ロス削減に向けた食育について現在の取組状況はについてですが、児童生徒の食生活を取り巻く環境が変化する中、学校において食に関する指導を充実させ、児童生徒が望ましい食習慣を身につけることができますよう、平成17年度から栄養教諭制度が施行されてまいりました。

本町におきましても、子供たちが食育に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって心身の健康を保ち、豊かな人間性を育むための基礎を培うことを目的として、食に関する指導、いわゆる食育に取り組んでおります。

具体的には、県から配置いただいております２名の栄養教諭が各学校を訪問し、発達段階に応じて栄養のバランスや正しい箸の使い方、郷土料理や地域の特産物、食事のマナー、食べるものを作る人や調理する人への感謝など、幅広い内容について指導を行っております。

その中で、食品ロス削減につきましても、食べ物が食卓に届くまでには多くの人の手が関わっていることや食べ物を無駄にしないことの大切さについて、給食を生きた教材として活用しながら指導しております。また、栄養教諭による指導だけではなく、各学校におきましても技術家庭科や体育科、学級活動など関連する教科等や日々の給食時間を通じて食育に関する指導を継続的に行っているところでございます。

次に、２要旨目の町内全体の残食率及び学校給食牛乳の廃棄量は。また１人当たりは何％かについてお答えいたします。

現在、学校給食センターでは、学校から返却された残食量を計量し、残食状況の把握に努めております。令和６年度の残食の平均は小学校で約19.8％、中学校で約13.3％でございました。令和７年度につきましては小学校で約21.8％、中学校で約15.4％となっており、残念ながら残食は増加いたしました。残食の内容といたしましては、小中学生ともに煮物や焼き魚、煮魚など和食献立で残食が高くなる傾向が見られます。また、近年は猛暑により厳しい暑さが長い期間続く状況で、児童生徒の食欲にも少なからず影響を与えているものと考えます。

なお、牛乳の廃棄量につきましては、現在、牛乳単独での残量を集計する仕組みは取っておらず、町全体の廃棄量及び１人当たりの割合については把握していない状況でございます。

次に、３要旨目の今後の食育や食品ロス削減に向けた具体的な方針や対策はについ

てお答えいたします。

食育の推進と食品ロスの削減は児童生徒の健やかな成長を支えるとともに、食べ物を大切にする心や環境への意識を育む上で、大変重要な取組であると考えております。今後も栄養教諭による食に関する指導や学級便り等による情報発信を継続するとともに、学級担任や教科担任とも連携し、給食時間を含めた学校生活の中で引き続き食べ物を大切にするという意識を育ててまいります。

また、残食を減らすためには、単に残さず食べることを求めるのではなく、児童生徒一人一人の体格や活動量、体調、食習慣等に応じて無理なく食べられる量を理解し、適切に喫食することも重要であります。そのため、各学校においては無理な完食指導とならないよう十分配慮しながら、児童生徒が自分に合った量を考えて配膳できるよう給食時間における声がけや指導を促してまいります。

併せて、残食の多い献立につきましては栄養バランスや学校給食摂取基準を踏まえつつ、食材の切り方や味つけ、調理方法、献立の組合せなどを工夫し、児童生徒がより食べやすい給食となるよう献立の改善に努めますとともに、郷土料理や地場産物を取り入れた献立、食材の生産者や調理員の思いを伝える取組などを通じて食への関心を高め、感謝の心を育むことで、結果として食品ロスの削減にもつなげてまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

それでは早速再質問させていただきます。

まず１要旨目でございます。食品ロス削減を含めた食育についての現在の取組状況についてでございますが、今県から２名の方が栄養教諭の方が来ていらっしゃるということでございました。この食育に関しては学校の先生方も取り組んでいらっしゃるということでございましたが、実際に食育が子供たちに伝わっているなというふうに伝わっているその成果というのはどのように評価されるのか。もちろん難しい部分ではあるかと思うんですが、そこの部分におきまして学校の先生方なりどのように教育委員会として、また教育長としてはお考えなのか、お伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは佐野議員の再質問にお答えいたします。

まず直接的な食育の授業という形で栄養士が行っていただいているもののほかに、給食便りなどは佐野議員も見られることもあるかと思いますが、加えて、給食タイムズであったり、こちらについては給食に関する情報をクラスに１枚給食のときに毎日ではないんですけれども配付しているものがございまして、例えば食材とか、あと地場産品とかその日に出た料理についてとかというところで情報提供をちょっとずつやっていただいているというのもございます。

栄養教諭の方の話などを聞くと、子供たちは食育の授業を真剣に意欲的に参加して聞いてくれているようだという話も私も給食センターを時々お邪魔して話は伺っているんですけれども、などという話もいただいておりますので、食べることは生きることですので、子供たちも非常に意欲を持って学んでくれているのではないかなというふうに考えるところです。

また「かむかむデー」とかというのもございまして、毎月６日がそういうふうな設定で、よくかむメニューを出してくれたりとか、メニューを出すことで食育につなげるということもございますし、教員にとっては実は給食の時間は給食指導の時間というふうに設定されておりますので、給食を通じて様々なことを教えるという時間にそもそも毎日なっておりますので、日々の積み重ねということと栄養教諭の指導という２段階で食育指導がなされているものと理解しております。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

給食タイムズを配られたりとか、また「かむかむデー」をつくったりして子供たちも真剣に聞いているということでございました。

しかし、２要旨目に移るんですけれども、でも実際に残食率というところを見た場合に令和６年度と令和７年度と比べますとやはり増加傾向にあるというご答弁でござ

いました。この残食率というところは、大和町においてはゴール設定といいますか、今国としても環境省が食品ロスの削減に関しての基本的な方針ということで日本全国取り組んでいきましょうというふうに推進している中で、大和町としてはこの残食のところ、また牛乳の部分においては把握していないという状況の中、どのようにこの食育というところと、でも実際に目に見えるところでは残食というところがある。また牛乳の廃棄量も把握していないという現状、そこにすごく矛盾さを感じるんですけれども、そこの点におきましては教育長はどのようなご見解でしょうか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

では佐野議員の再質問にお答えいたします。

端的に申しますと、子供たちが好きな献立や好きな食材を使って献立をつくれば残食は減るかと思うんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、煮魚ですとか煮物とかそういうもののときに残食が非常に多いということを伺っております。ただ、そういうものも食べることは大切ですし、ひょっとしたら先ほどの子育てとも関係あるかもしれないんですけれども、今の家庭の状況であまり食べる機会がないものを給食で出されたときに食べない子も多いのではないかなとこれは私の想像するところですが、というのもございますが、給食がそういうものを食べさせるいい機会になってくれているのであれば、それはそれにこしたことはないと思います。

箸の使い方なども給食を通じて学ぶ部分もございますし、残食は少ないことにこしたことはございませんが、先ほども申し上げたとおり、暑い中４時間目に走って戻って給食をたくさん食べられるかというと、そういうところも影響している部分もございます。何%だからいいということではなく、栄養教諭も給食センターとしても、少しでも子供たちに食べてもらえるよう、先ほど申し上げました切り方とか味つけとか変えながら日々努力しておりますので、ぜひ子供たちにおいしく安全で栄養のある提供をし続けながらその成長に寄与してまいれればなというふうに考えるところです。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

具体的な残食率のゴール設定というのはないというような受け取り方でよろしかったとは思うんですけれども、この残食というところと食育というところで、やはりすごく多方面から見なきゃいけないというところがありますので、教育長がおっしゃるところも分かる部分があるわけではございますが、特に牛乳というところにちょっと注目したいと思うんですけれども、今いろんな研究結果の中で日本人を含むアジア人にとって乳糖を分解する酵素のラクターゼという活性が年齢とともに低下してしまって乳糖不耐症という体質を持っている方が増えているという研究結果が出ています。

生徒さんの中にも牛乳を大好きなお子さんもいれば、ちょっとアレルギーがあったり、またはちょっと飲むことでおなかを崩してしまうんだという方もいたりというような様々なお子さんがいらっしゃる中で、今全国で牛乳を選択制にするという取組も始まっているわけでございます。もちろん学校給食における牛乳の提供というのは、昭和29年の学校給食法でカルシウムの摂取量を基準値をしっかりと取るためには必要だという位置づけにあるというような認識はしているんですけれども、でもやはり和食中心の給食において牛乳を飲むかという私たち大人でさえもしないんじゃないかということが学校給食においてずっと長年、もう戦後81年ですけれどもされてきたという現状がございます。

実は今回このことを取り上げたのは、複数のお子さんから声があったということがございます。なぜならば、牛乳を、町内の学校によって違うんですけれども、学校におきましては、そういうアレルギーの子、また要らない子という子には配られないケースと、学校によっては１人１本ずつ配られるんですって。飲まない子はそのまま自分で開けて全部自分で捨てるそうなんです。それって食育としてどうなのかという保護者の方からの声もありますし、実際に私自身の子供だけにかかわらずほかのお子さんからも声がありまして、これってどうなんだろうと。捨てている子がいっぱいいるよというふうな声があったわけです。

そうした中で、この牛乳という立ち位置のところにおいて、本町として、今東京の多摩市というところですとか、また福岡県では教育委員会がもう月に２回ぐらい牛乳ではなくお茶を提供しましょうというふうに方向転換したり、また牛乳に関しての選択制ということでアンケートを取られる学校も今増えてきているわけでございます。その点についての教育長はどのようなお考えなのか。実際子供たちがちょっとだけ飲んで残してしまう場合とかも全部捨ててしまう。自分でパックを開けて捨てる。全然

飲まなかった子たちも、学校によっては飲まない子たちの牛乳を欲しい子にあげれる学校もあれば、あげれなくてそのまま飲まなかった子たちが自分で開けて捨てるということが起こっているそうです。町内において。

そのことに関しましてはちょっと教育長はどのようにお考えでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

ただいまの佐野議員の再質問にお答えいたします。

和食に牛乳はどうかというところは私も考えるところでございますが、栄養が牛乳はありますので、夏休み中にどれぐらい牛乳を飲むかというと、それほど好きな子たちは飲みますけれども、減るんじゃないかなと思いまして、給食で牛乳が提供されているのでその機会に牛乳を飲むという子供も存在するのではないかなというふうに考えております。

確かにアレルギーの問題は、本町でアレルギー食を提供できておりませんので、アレルギーの申請があった方には代替とかという形で持参してきていただいたりしておりますので、アレルギーの場合は申請していただくのがよいかと思います。

また、選択制ということにつきましては、先ほど申し上げたとおり、牛乳を出すということが私としては大事な子供たちが牛乳を取る機会になっているんじゃないかなと思いますので、一言にじゃあという形でそうしたいというふうに返事はできませんが、ただ捨てている状況についてはもう一度学校のほうに確認したいなというふうに思います。

以上です。

議　　長　（今野善行君）

佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

そうですね。牛乳に関しましてですけれども、今回、牛乳に関しまして料金という金銭面のところからもちょっと見ていきたいんですけれども、牛乳200ミリリットルのところにおきまして１つにつき約73.58円ということでございます。これを単純計

算しまして、児童生徒数が小学校、中学校合わせて今2,290名いるということですね。１日にこの人数分で計算すると16万7,000円ほど。月に考えて、給食が月曜日から金曜日まで22回から23回給食が提供されると考えましたら月に384万円が牛乳にかかっているということでございます。中には先ほども伝えたようにもう飲まないで捨ててしまっているケースもあるという現状。なので、これって何ていうんでしょう、やはり食育というところで推進していくのであれば、やはり子供たち自らそれをしているということにおいてはもっと工夫が必要なのではないかなと思った次第でございます。

続きまして３件目に行きますけれども、食育や食品ロス削減に向けての具体的な方針というところにおきましては、ご答弁におきまして給食時間を含めて学校生活の中で食べ物に対する感謝ですとか、また食べ物を大切にするということを声がけを指導していくということでございました。

今回は特に食育というところと残食というところも触れてはいるんですけれども、そこで教育長、今先ほどの牛乳の件もそうなんですが、本町の学校の給食の取り方においてちょっと移っていきたいんですけれども、学校において、クラスにおいてまだずっと前を向いて座って食べているクラスがあったり、小学校によってはもう机をくっつけて食べてもいいよと言われている学校があったり、何かすごく差があるんですね。今回いろんなお子さんに聞いたんですけれども、すごい先生の指導によって差がすごくあります。一時期コロナ禍の中において感染症という視点からお子さんたちが机をくっつけないで前を向いたまま食べましょうと。黙食というのがありました。まだその名残がある学校があるようで、いまだに前を向いて食べていると。しゃべったら駄目とつい数年前まですごく言われたそうです。しゃべっちゃ駄目だと。なので静かに食べましょうということで黙食だったと。今は小さい声ならしゃべっていいよというふうに言われるそうで、すごく子供たちが窮屈に感じているという声がございました。なぜなら大人はもう笑って普通に食事して対面で食べている中、なぜか町内のある小学校においてはまだいまだにしゃべることにおいてはしゃべらないようにしましょうと言われるということでございます。ただし、ほかの小学校におきましては、机をくっつけてしゃべっていいよと言われていると。町内の中にいる子供たちの中にもすごい差が出ているという現状があるんですが、その点について、やはり一貫して大和町の指導として一貫する必要があるのではないかと思います。特に、調べますと、食べるときに笑って楽しく食事ができますと、ハッピーホルモンと言われるセロトニンが分泌されるそうなんですね。セロトニンが消化酵素の働きを活性化すると。栄養素の消化吸収がよくなるそうなんです。そんな中、静かに食べなさいと言われている

子供たち、もしくはしゃべってもいいよと言われている小学校の子供たちがいるという差がある。おいしかったねと、楽しいねという満足感が得られれば、いらいらが抑えられ心が落ち着くというのもございますけれども、そこの点におきまして教育長、町内ですごい差が出てしまっているというところにおいては現状把握されているのか。どのような指導をされているのかもう一度お伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは佐野議員の再質問にお答えいたします。

給食の取り方、食べるときの状況につきましては把握はしてございませんでした。ただ議員おっしゃるとおりコロナのときは本当に全員前を向いて、隣の人はおろかですね、しゃべらずというところだったのかと思いますが、ただ、発達段階ですとか児童生徒の状況にもよりますので、町内だからという一つの大きなくくりで一概にこうしろというところは難しい状況もあるかと思います。

でも一方、食事を楽しく取るということも議員おっしゃったとおり大切なことですので、状況は把握しておりませんでしたので、まず状況の把握に努めたいと思いますし、何かしら考えがあって教員がやっていることかと思いますので、その辺についても確認しながら、子供たちがおいしく給食を食べて、願わくは全部食べてもらえればいいのかなと思うんですけれども、先ほど申し上げたとおり適量配食という考えも最近出てきているようですので、残さないで食べるために適切な量を最初からというところですが、給食の食べる食べ方についてはクラスの状況も大きく影響するというのが私の経験上から思うところでございます。女子がクラスの仲がいいとおかわりをばんばんしますけれども、クラスの人間関係によってはおかわりができないクラスがあったりしますので、そのような状況も含めた上でのことと考えるところでございます。なお、確認したいと思います。

よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

教育長おっしゃるとおり、いろいろなお子さんの発達段階というところにおいての配慮ですとか、いろいろ集中力が時間が足りなくて逆に残してしまうというその辺とかもいろいろ考慮しなければいけないというのは十分理解いたします。

しかしながら、やはりこの食育というところ、また残食率がまだまだあるというところにおきましてはまだ工夫できるところがあるのではないかなと思った次第でございます。

そこにおきましては、例えば提案なんですけれども、教育長おっしゃるとおり適量配食というところにおきましては、町内の中学校におきましてはまずは皆さんに配って、子供たちに配られた後、どうしても自分の判断でこれは多いなと思ったら減らせるそうです。でも小学校においてはそこまではできていないそうで、配られたらばそのまま出されたものを食べるという感じだそうです。

なので、そこも子供たち自身がちょっと私には多いなと思ったならば減らせるようにちょっと取組をできるような配慮をするですとか、または共食というところにおきまして、ほかの市町村におきましては、６年生の子が１年生の子のクラスに行って一緒に食べたりですとか、そうすることで６年生たちが見本を見せるんですね。きれいにお兄さん、お姉さんが食べているな。私もしっかり食べなきゃなというふうな相乗効果になったりですとか、あとは地域の方々を呼んで地域の方々と一緒に食べましょうということにすることで子供たちが感謝すること、食事を一緒に食べることの喜びですとか、また大人の方がきれいに食べている、お箸の使い方をしっかりしているのを見ながらそこから学んでいくとかいろんな方法ができますので、最後に教育長、もう一度このことに関してのご見解をお伺いして終わりにさせていただきます。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

では佐野議員の質問にお答えいたします。

まず適量配食につきましては、量の部分で中学生なら調整できるというところがあるのかもしれません。嫌いなものを戻してしまって全く食べなくなってしまっては給食で食育をやっている意味がありませんので、その辺が発達段階ということにつながるのではないかなと思います。なお、様々な形の共食というのは子供たちにとっては

よい影響があるものだと思いますが、学校の状況もございますので、その辺、話題提供として学校のほうにも促してみたいと思います。

よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

以上で、佐野瑠津さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時10分といたします。

午前１１時０１分　　休　憩

午前１１時０９分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。13番堀籠日出子さん。

１３　番　（堀籠日出子君）

それでは、引き続きまして教育長に一般質問を行います。

先ほどは佐野議員が「親のみちしるべ」の導入についてと、それから食育・食品ロスについて質問を行いました。

私からは、通告しております不登校児童生徒の学校における健康診断について、一般質問を行います。

不登校の子供が学校の健康診断を受けられず、病気などが見逃されてしまう恐れがあるとして、総務省は初の全国調査に乗り出しました。学校保健安全法に規定される健康診断は、就学時の健康診断、児童生徒等の健康診断、職員の健康診断が上げられております。そのうち、児童生徒等の健康診断については、学校保健安全法において、毎学年定期的に健康診断を行わなければならないと規定されており、実施時期、検査項目、対象学年、方法等及び技術的基準等が定められております。

学校における健康診断の目的は、①に家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについての疾病をスクリーニングし、健康状態を把握する。②に学校における健康課題を明らかにして、健康教育に役立てるとあります。

このことから、不登校児童生徒の健康状態や健康課題についても把握が必要と考えますので、以下について教育長の見解を伺います。

１要旨目、本町の小学校、中学校児童生徒の不登校の現状について。

２要旨目、不登校児童生徒の学校における健康診断の実態について伺います。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは堀籠日出子議員の不登校児童生徒の学校における健康診断についてのご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、学校保健安全法第13条に基づき、毎年健康診断を行っております。また、同法施行規則第６条に基づき、学校医が来校して、内科、歯科、眼科、耳鼻科、結核検診、尿検査など、全11項目の検査を毎年６月30日までに実施することになっております。なお、身長・体重や視力、聴力等の検査につきましても、毎年、新学期が始まって間もない時期に養護教諭や教職員が実施しているという状況でございます。

それでは、１要旨目の本町の小学校、中学校児童生徒の不登校の現状はのご質問にお答えいたします。

本町の児童生徒の不登校の現状につきまして、令和７年度の年間欠席累計30日以上、俗に申します不登校の欠席者は、小学校で68名、中学校では79名でした。これは令和６年度と比較して、小学校で７名の減少、中学校で15名減少しております。しかし、年間90日以上の長期不登校児童生徒につきましては、小学校が19名で全体の約28％、中学校が50名と全体の約63％を占めておりまして、年齢が上がるにつれ長期化する傾向が見られております。

不登校の要因といたしましては、集団になじめないこと、学習面の不安、友人関係の構築、家庭の養育能力、ゲームやスマホ依存による昼夜逆転、発達障害等の特性など、様々な要因が考えられます。

こうした中、各学校においては不登校対策として児童生徒が少しでも安心して登校できるように学び支援教室や別室の設置、また教育委員会としても大和町子どもの心のケアハウス「めーぷるＴＡＩＷＡ」といった居場所づくりなど安心できる環境整備に努めてまいりました。併せて、スクールカウンセラーや教育相談員、スクールソー

シャルワーカー等の専門職と連携し、児童生徒一人一人に寄り添った対応はもとより、保護者や教員の支援も行っております。

次に、２要旨目の不登校児童生徒の学校における健康診断の実態はのご質問にお答えいたします。

本町では、不登校の児童生徒も適切に健康診断を受けられるよう取り組んでおります。例えば、吉岡小学校では他の児童との接触が困難な児童のため、早めの時間帯に健診を実施するなどの配慮を行っております。また、その他の小中学校につきましても、耳鼻科や歯科検診では学校医のご協力をいただき、後日医療機関での個別健診が可能な体制を整えております。こちらにつきましては学校から保護者へ通知を出しお願いしておりますが、保護者の負担も考えられますことから、今後も受診の必要性や重要性について改めてご理解いただけますよう、よりきめ細やかなサポートに努めてまいります。

なお、令和７年度における不登校児童生徒の学校健康診断の受診状況につきましては、小学校では不登校児童生徒68名のうち59名が受診し、未受診者は９名で、受診率は86.8％でした。また、中学校では不登校生徒79名のうち48名が受診し、未受診は31名で、受診率は60.8％となっております。特に中学生の未受診者が多い状況でありますことから、心のケアハウスをはじめとする関係機関とも連携を図りながら、児童生徒一人一人の状況に応じた働きかけを行い、健康診断の受診につなげてまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

堀籠日出子さん。

１３　番　（堀籠日出子君）

ただいま教育長より答弁をいただきました。

教育長のただいまの答弁で質問しようと思ったことが全部答弁で入っていましたので何を質問しようかと今迷っているところでありますが、あえて質問させていただきます。

今ただいま教育長から小中学校生徒の不登校の現状、それから取組について答弁をいただいたわけでありますけれども、そこの中で不登校の要因は一つの要因だけではなくて様々な要素が絡み合って不登校に至るケースが多いということでございます。

それで文部科学省の調査によりますと、不登校児童数は平成26年度で約12万2,900人、令和５年度になって約34万6,400人、令和６年度では約35万3,900人、２年連続して増加しているとの調査報告があります。

それで、不登校とよく言葉が使われておるんですけれども、この不登校の状態をどのような状態になったときに不登校というのか、不登校の定義についてお伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それではただいまの堀籠議員の再質問にお答えいたします。

不登校というふうに申し上げますのは、年間欠席日数が30日を超えますと不登校というふうに捉えて数に入るわけでございます。ですので、４月は30日超えておりませんので不登校数はゼロということになっておりますが、５月の集計あたりから学校を休み続けている子については不登校というふうに数として上がってまいる状況でございます。

よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

堀籠日出子さん。

１３　番　（堀籠日出子君）

不登校は年間30日以上登校しない児童生徒が不登校になるということですね。よく不登校になりやすいというのはゴールデンウイークの連休明けとか、それから夏休み、学校休みの多い日数のときに不登校になりやすいという結果も出ております。その中で、答弁の中で６年度と比較して小学校は68名で７名が減少して、中学校では減少して79名、令和７年度では小学校が68名の不登校児童生徒、そして中学校では79名の児童生徒ということで、前年度と比べると若干ではありますけれども減少しているということであります。

今社会文教の資料を見ますと、令和元年度からの資料があるんですけれども、そうしますとだんだんだんだん増加傾向にあるんですよね。その中で７年度は若干減って

いるにしても、やっぱり何かだんだんだんだん増加傾向、国の調査でも増加傾向にあるということが報告されておりますので、多分今回は若干減少しているにしても、また来年度からはどうなるかちょっとそれはすごく真剣に見ていかなきゃいけないのかなとは思っております。

それで年間30日から90日欠席しているという説明がありましたけれども、お一人の子供が何年も不登校になっているというケースというのはあるんでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それではただいまの堀籠議員のご質問にお答えいたします。

先ほど長期の不登校が年齢が上がるにつれ長期化するという話もさせていただいたんですけれども、やはり小学校で不登校を経験すると、中学校に来るとより不登校になりやすいということがデータ的には言われておりますので、私は中学校ですので、小学校のときに不登校があったかないかということについては中学校で受け入れるときには十分確認をして、それなりに丁寧な対応をしましょうということで教員としては共有しておりました。

実際、子供に聞いても小学校からなかなか行けなくなったという子は中学校においても続くような状況があることは事実でございます。

以上です。

議　　長　（今野善行君）

堀籠日出子さん。

１３　番　（堀籠日出子君）

小学校のときの不登校が中学校のほうまで引き続いてしまうということですけれども、やはり中学校になるとどうしても難しい時期、思春期の時期でありますので、さらなるいろいろな要素が入ってきまして難しくなるのかなとは推察するところであります。それで、健康診断のほうに入るわけなんですけれども、やはり一番心配なのは学校健診を受けないで、そして本当に成長期の中で成長期を何だろうな、その時期時期で自分のものを取り入れるというそういうことが不完全になってしまうのかなとい

うのがすごく心配してありますので、ぜひ不登校の対策にも、今全国の自治体でも不登校については以前からずっと取り組んでいたわけですけれども、引き続いてまたそれぞれのケアもやっていただいているところでありますけれども、引き続きまた取組にお願いしたいと思います。

それで１要旨目は終わりまして、２要旨目に入ります。

２要旨目の不登校児童生徒の健康診断の実態についてお伺いいたします。

学校に通えない不登校の児童生徒に対して健康診断を受ける機会を確保する取組、それがやっぱり一番大事なことでありまして、先ほど国でも学校に通えなくて健康診断を受けられなくて問題が起きたらというのは、それで自治体でも取組が始まって今広がりを見せているところなんですけれども、この学校における健康診断の必要性について教育長に伺います。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それではただいまの堀籠日出子議員の再質問にお答えいたします。

学校における健康診断の必要性ですが、児童生徒が何より健康に学校生活を送ること、それから家庭生活もですけれども、が大事ですが、それぞれ個々に家庭で対応するというのは難しい部分があるかと思います。それを学校で負っているというのは非常に意義があることかなというふうに思っております。

学校の健診を受ければ身体的な検査はもちろんですが、体の内部、レントゲンを撮ったり血液検査をしたりということもできますので、それによってふだん見た目には気づかない疾病の発見にもつながるかと思いますので、そういう意味でもより多くの児童生徒に健診を受ける機会を与えてあげることは大切ですし、そのようにできればなというふうに思っているところでございます。

よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

堀籠日出子さん。

１３　番　（堀籠日出子君）

本当に不登校生徒の健康診断というのは全然自分でも考えられなかったんですけれども、やはりこのことを調べているうちにやはり不登校児童生徒が健康診断を受けられないで、成長段階において受けられなくて、後でそれが見つかったときには手後れというのにつながる本当に大事な時期だと思うんですね。その中で私の認識不足で学校健診は単なる身長、体重とか成長の記録だと思っていたんですけれども、実際は毎年受けることによって目に見えない病気の早期発見、それから治療につながるということを改めて再認識したところであります。

そしてまた、学校における健康診断というのは教育活動の一環なんですよね。その中でやっぱり生徒の健康増進を図るためには本当に必要な目的とされておりますし、それから毎年学校健診が実施されているわけなんですけれども、私たちも学校健診のときには集団で健康診断を受けた記憶が残っているんですけれども、毎年学校健診を実施しますよというお知らせ、児童生徒、そして保護者についてはどのような方法でお知らせしているのかお伺いします。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは堀籠日出子議員の再質問にお答えいたします。

まず年度当初に今年度の健康診断の日程という形で保健便り、または別紙の通知という形で保護者には通知を学校のほうからしております。また、年度始まる前から次年度のというところである程度の見込みを持って、お医者さんに来ていただく健診についてはお医者さんの都合がございますので、それについても調整をして実施しているというところで、教育委員会としてもそこについては一括して協力をしているところでございます。

議　　長　（今野善行君）

堀籠日出子さん。

１３　番　（堀籠日出子君）

この健康診断については初年度の１年間の計画、それから保健便り等々でお知らせしているということでありますけれども、登校している児童生徒についてはそのよう

な方法でお知らせできるんでしょうけれども、不登校の子供に対しての児童生徒、保護者に対するお知らせはどのようにされているんでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

ただいまの再質問にお答えいたします。

学校に通ってきていない子供たち、欠席、不登校に限らず病気で欠席という子もおりますが、学校からのお便り、通知等は一定のタイミングで届くように必ず対応しておりますので、そういうことを丁寧にすることによって、不登校から復帰する上で子供たちの負担が軽減できるというところもございますので、決して休んでいるから情報が届かないという状況にはしていないところでございますので、それが何かのきっかけになればとも思いますし、長い目で見たときの学校とのつながりが切れていないということが大事かなというふうに思っております。

よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

堀籠日出子さん。

１３　番　（堀籠日出子君）

学校診断につきましては全児童生徒に何らかの形では必ず通知が届いているということでありましたので安心しました。

そこで、不登校生徒の健康診断なんですが、７年度を見ますと不登校が68人だったんですよね。そして不登校の中でも68人のうちで受診された児童が59人で未受診者が９人とあるんですけれども、不登校の子供が受診をされた、何でしょうね、一応不登校となるとなかなか皆さんがやっているうちに学校に行けないとかいろいろ課題があるんですけれども、68名のうち59人が受診されたというこの数字を見たときに、多分取組も苦労されているのかなと思いますけれども、どのような取組をされてこの59人という人数になったのか、お尋ねいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

ではただいまの堀籠議員の再質問にお答えいたします。

まず学校で測れるもの、体重とか身長とかその他につきましては、当人が学校に来たタイミングを見計らいまして検査をするようにしております。また、耳鼻科ですとか歯科等、健診を学校で行う日、その日に来れなくても不登校に限らず病気で休んだ子もおりますので、そちらについては学校から案内を出しまして、後日で構わないと。病院のご好意なんですけれども、後日行っても健診をしてくれるというところで、それぞれの医療機関でやってもらっているというところもございます。

保護者の方のご協力を得ないとなかなか難しいことですが、そういうことが功を奏しまして、小学生のほうではかなりの受診率が出ているものと感謝しているところでございます。

議　　長　（今野善行君）

堀籠日出子さん。

１３　番　（堀籠日出子君）

先ほど小学校の不登校と中学校につきましても不登校が79名のうち48名が受診をされているようであります。

それで問題は未受診者なんですが、小学校で９名、中学校では31名の方が受診をされていないんですが、この原因は何なんでしょうかね。この原因はお分かりでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

ただいまの再質問にお答えいたします。

なぜ受診しなかったのかと直接聞いたわけではないんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、後日医療機関に行っていただくというのは保護者が子供さんを連れていっていただくということが必要ですので、保護者の方の先ほど申し上げたご理解

とご協力がないとなかなか医療機関での健診にはつながらないのかなというふうに思っております。

学校では通知を出していただいておりますが、なお１度に限らず２度、３度なりそのようなことをお願いすることは必要かと思いますので、今年度はそういった形で複数回お願いできるよう働きかけてまいりたいなというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

堀籠日出子さん。

１３　番　（堀籠日出子君）

不登校児童生徒の学校健診については、近年やっと国のほうが動き出して、それが全国的に広がったという要因があるんですけれども、やっぱりすごく大事だと思うんですよね。ですから不登校で受診された方はその方向でいいと思うんですけれども、やっぱり未受診者についてはもっともっと何か調査するというかそういう場が必要だと思うんですね。でなければ個人的に会ってどういうふうにしたら受診してもらえるかとか、あと学校にほかの生徒がいないときに別の入り口から入って検査してもらう。または自分のかかりつけの病院、そういうのがあった場合にはそういうところにも健康診断をやっていただく、そういうこともご本人家族からかかりつけとかも聞いた中で、そしてそのかかりつけの病院でそういう検査をやってもらえるか、そういうことも学校側、教育委員会としては取り組まなければいけないんじゃないかなと思っております。

ただ通知を出すんじゃなくて、やっぱり子供の意向、それから家族の意向もどうしたら健診を受けることができるか、そういうことも聞き取りというかそういうことも必要じゃないかなと思いますけれども、そういう聞きとり調査について教育長はどのようにお考えでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは堀籠議員の再質問にお答えいたします。

本当に健診の重要性は議員おっしゃるとおりでございますし、身体測定的なものについては学校に来られるタイミングで、しかもみんなが見ていない場所やそれから時間というところも学校では対応していただいてるかと思いますし、なお心のケアハウスに来ている子供たちもおりますので、そういう場もひょっとしたら健診、身体測定等できる機会なのかなというふうに今改めて思ったところです。

なお、未受診者につきましては、こちらで指定した校医さんのところでお願いしているので、今お話にありましたかかりつけ医でというところも可能かどうか、研究してまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

堀籠日出子さん。

１３　番　（堀籠日出子君）

本当に不登校児童生徒の受診のための取組として各自治体でそれぞれ取り組んでいるということを先ほども申し上げたんですけれども、やっぱりほかの自治体の取組を見ますと、学校の健診の日に時間をずらして、そしてあまり人が来ない場所でずらして受けるように取り組んでいるということもありますし、不登校児童生徒だけの検診日を設けてそして取り組んでいるという、なかなか不登校していますと学校に入っていくのも大変ですし、あとほかの生徒と会うのもまだ会いたくないという児童生徒もおりますので、何かそういう不登校児童生徒だけの健診の日というのを設けている自治体もあるようであります。

先ほど申しましたけれども、個別にかかりつけの医療機関、それから当然学校医の医療機関、そういうところと連携を図りながら取り組んでいるということがありますので、ぜひそういう他の自治体の取組等々も参考にしながら進めていって、本当に皆さんが受診できるような取組をお願いしたいと思います。

それで、私がこの取組の中で一番大事だなと思ったのが、児童生徒はいろんなソーシャル相談員とかいるんですけれども、その中で児童一人一人に寄り添った対応はされているんですけれども、そこで保護者や教員の支援も行っておりますということなんです。やはりここが一番大事だと思うんですよね。やはり不登校されている児童生徒も多分苦しんでいることは確かなんですけれども、やっぱりそれ以上に保護者の方も苦しんでいると思うんです。また教員もそれに伴っていろんな労力もあるし、また

苦しんだりいろんな支援方法も考えるということで、大変保護者も教員も大変な時間を過ごしているんじゃないかなと思っているんです。そこで保護者や教員の支援も行っておりますということで、これは本当にこの部分は大事だと思いますので、今後も引き続きこのような支援を継続してお願いしたいと思います。

やっぱり学校健診は成長期の児童生徒に大変重要な健診であります。そして、身長・体重のほかに視力、聴力、それから歯や口腔検査など11項目が検査対象になっておりますけれども、その中で一つご紹介したいのが、歯や口腔内検査で小学校から現れ始めると言われている顎の関節やそれからかみ合わせの状態、それを早期に把握することができるということでありますので、やっぱりそういう学校健診の重要性というのは子供にも、そして保護者にもこういうことを知っていただく必要があると思うんですね。本当に成長期、あと思春期のときに学校健診を受けないと後になって後遺症が残ったり対応が難しくなったりということが出てきますので、早期に把握して適切な指導で、そして予防につながるということが一番だと思いますので、やはり児童生徒、保護者についてもこの学校健診の重要さをお知らせするべきかなと思っておりますけれども、その点についてお伺いします。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

堀籠議員の再質問にお答えいたします。

本当に健診の重要性は重々議員おっしゃるとおり周知の事実と思います。なお、結果についても学校のほうでは保護者にお知らせしているんですけれども、なかなか近年、どこか悪いことがあってもそこから病院に行ってくださいと通知を出しても行かないという保護者の方も多いように伺っております。健診を受けない未受診もそうですが、何か不具合が体として虫歯ですとか目、悪いところがあってもなかなか医療機関に連れていっていただけないという保護者もあるということですので、健康診断は病気の発見もそうですが、栄養状態も分かりますし、先ほどお話のあった顎の発達ですとか様々なことが分かる大切なものですので、引き続き受診率を上げていけるよう委員会としても努力してまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

堀籠日出子さん。

１３　番　（堀籠日出子君）

やっぱり受診率を上げるためにはやっぱり当然児童生徒も本当に健康診断の重要さ、それから保護者も健康診断を受けることによってというメリットとかもお知らせしながら、これは理解いただかないとなかなか受診率を上げるというのもちょっとつながりにくくなってくるのかなと思いますので、まず子供にとっても理解をしていただく、例を挙げたりして理解していただく、そして保護者の方にも遅れることによってこういうことになるんですよというようなそういう例を挙げながら理解をいただいて、そして受診に結びつけてもらえるような取組をぜひお願いしたいというか進めていただきたいと思いますので、最後に教育長の取組についてお伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

堀籠議員の再質問にお答えいたします。

やはり内発的にそういうことを行うということが何事も大事なことですので、健診の重要性を親のみならず、子供たちが理解するというのは本当に必要なことで大切なことだなと私のほうも今お話を伺っていて思いました。

保健便りと通知で健診の日程等をお知らせしているということも先ほど申し上げましたが、なお保健便り等ではこういうメリットがありますよとか、こういういいことがありますよみたいな話も併せて受診の意味をお伝えいただくことでなお理解が深まればなというふうに考えますので、その辺りを学校のほうにも働きかけてまいりたいと思います。

今後ともよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

堀籠日出子さん。

１３　番　（堀籠日出子君）

本町の全児童生徒が全員健康で、そして学校生活を過ごせるようこれからもぜひ取り組んでいただくことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

議　　長　（今野善行君）

以上で、堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

若干早いのでありますが、暫時休憩します。再開は午後１時からといたします。

午前１１時５０分　　休　憩

午後　０時５７分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。１番本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

２日目午後１番、私で終わりですが、よろしくお願いをいたします。

それでは通告に従いまして、２件質問をさせていただきます。

１件目でございます。空家等対策についてでございます。

本町の空家等対策計画は現在、令和４年から８年度までの計画期間後半に入っております。管理不全な空き家は防災・防犯上のリスクとなるだけでなく、地域の活力低下にも直結する重大な課題と考えております。

本町の現状と民間連携による解決策の進捗、そして市街地特有の課題について、以下について町長のお考えをお伺いをいたします。

１要旨目、本町における空き家の現状と認識について。

２要旨目、民間活用の推進と予防策について。

３要旨目、空家利活用時において、文化財調査をはじめとする注意点についてであります。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは本田昭彦議員の空家対策についてのご質問にお答えをいたします。

本町の空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、令和５年２月に策定いたしました。策定に当たっては、庁内検討に加え、大和町空家等対策協議会を設置をし、専門家の知見を反映させ進めてまいりました。

計画では、適正管理の促進、利活用の推進、特定空家等への対応、推進体制の整備の４本柱を掲げ、これまで民間情報を活用した空家調査及び地図情報システムを活用した空家台帳の作成、補助金交付を通じた空家等利活用の推進施策の展開、空家台帳の共有化を基にした全庁的な対策推進体制の構築等について取り組んできたところであります。

計画策定から５年目を迎えました現在、関係法令の改正により、対策への高度な対応が求められる中、空き家を拠点とした犯罪リスク等新たな懸念も高まっており、地域住民の安全な住環境を守ることは本町にとって極めて重要な課題であると認識をしております。

それでは、１要旨目の本町における空き家の現状と認識についてお答えをいたします。

本町における空き家等の現状でございますが、令和６年度に実施をいたしました空家等実態調査の結果及び空家等対策計画策定時に実施をした令和３年度の調査結果を調査方法は違いますが、単純比較をいたしますと、令和３年度調査時点で町が把握をした空き家棟数は173棟に対し、令和６年度に比較した棟数が263棟と90棟増加しておるところでございます。

全国的な傾向と同様、本町におきましても空き家の増加が進行しており、空き家の増加という課題以上に問題となっている空き家の所有者が適切な管理を怠り、周辺の生活環境に影響を及ぼす空き家棟数も残念ながら増えているという状況にあります。

このような状況の中、町としまして対策を進める中で強く認識していることは、空き家一棟一棟それぞれがおのおのの背景や理由で空き家となり、現在の状況に至っているということであります。このことが意味することは、画一的な対策や対応等では全体としての解決は難しい課題であり、所有者がそれぞれの状況に応じた解決策を見いだせるよう、いかに問題解決の選択肢をステークホルダーと連携をしながら増やしていけるかがこれからの本町としての空家等対策における課題であり、有効な解決策であると考えております。

続きまして、２要旨目の民間活用の推進と予防策についてお答えをいたします。

１要旨目で回答いたしましたとおり、町といたしましては空家問題の有効な解決策はいかに空き家の所有者に対し町から情報を提供し、解決のための選択肢を提示することができるかであるというふうに考えております。

町では昨年度、空家等対策に係る民間連携協定を２者と締結をいたしました。連携協定締結の目的といたしましては、不動産登記等の専門的な知識や資格を必要とする手続への対応、相続等法的な質問に対する回答、空き家の売却や解体に関する相談、概算の解体費用の算出等について役場の窓口では対応が難しい相談への民間業者による窓口の開設にあります。なお、本協定を通じ、問題解決に至った事例の報告をいただいており、一定の成果を感じているところでございます。

今後の対策といたしましては、他自治体の先進事例等を参考にしながら、既存の空き家等に対して適切な管理を促すための現状対応を一層強化してまいることはもちろんのこと、それらが将来的に管理不全な状態、さらには特定空家へと進行してしまうリスクを最小限に抑えるための新たな取組につきましても前向きに研究を進めてまいります。

次に、３要旨目の空家利活用時において文化財調査をはじめとする注意点についてお答えをいたします。

空き家等の利活用に際しましては、物件そのものの状態のみならず、法規制や周辺環境に関わる多角的な注意が必要でございます。主なものとして、議員ご質問のとおり文化財等の観点に関してですが、本町には先人たちが残した貴重な構造物や埋蔵文化財包蔵地が場所によって存在いたします。利活用に伴う改修や解体、売買等を行う際には、必要に応じて文化財保護法に基づいた事前の調査や適切な届出が必要となる場合がございます。

また、古い建物の多くは現行の耐震基準や消防法、あるいは建築基準法上の接道義務等を満たさないいわゆる既存不適格の状態となっている場合があります。これらを改修して再利用する場合、当該建物が立地する用地と地域ごとの制限や用途変更に伴う建築確認申請の要否など、現行の都市計画法及び建築基準法に基づく基準を改めて確認しなければなりません。用途次第では、現行基準に適合させるための多額の改修費用や設計費用が必要となるケースもございます。さらに、相続登記が未完了であることや隣地との境界が曖昧である場合には、空き家の流通を阻害してしまう要因となることがございます。

町といたしましては、これらの注意点を整理し、空き家バンクへの登録を希望される方や利活用を活用されている方に対しまして、専門家と連携した情報提供や周知啓

発に努めてまいります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

丁寧なご回答をいただきました。

再質問をさせていただきたいと思います。

本町にも空家対策計画、現在８年度までということで最終年度というふうに理解をしておりますが、回答書の中にもありましたけれども、件数が90棟、３年間で90棟、１年にならすと30棟ぐらいずつ空き家が増えているというような現状であります。全国どこでもこの空き家問題というのはあるというふうに承知をしておりますけれども、この回答書にもありましたけれども調査方法の違いというところが回答にあったわけですが、それぞれ行政区長さんからの情報提供だったり、あとは担当職員が現地を確認したりというようなところでの空き家の数というふうな認定になろうかと思いますけれども、３年のときの調査と６年のときの調査の違いというのはどういったところがあるのか教えていただければなというふうに思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

以前は区長さん方からいただいた棟数をベースとさせていただいておりましたが、後のケースにつきましてはその情報も一つの情報として担当職員も含めて相続状況等々含めて確認した結果だというふうに理解をしております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

以前は区長さんからの情報をある意味そのまま軒数として認定していたのと、新たに町としてしっかりと確認をしながら認定したそういったところの違いと理解をしてよろしいですね。ありがとうございます。

空き家になる要因というのはいろいろあるんだというふうに思いますけれども、一つ一つ違うんだよと。一軒一軒その理由も違うだろうというふうな回答もありましたけれども、その中身というか、どういったものがやっぱり多いのか。例えば相続で地元にいない。一緒に住んでいない。そういったところの相続によって空き家になってしまった。あるいは独り暮らしで身寄りのない方がそのまま空き家になってしまったりとか、あと所有者が分からないとかそういったところの、何ですかね、空き家になった理由というところですかね。そういったところが把握しているのがありましたらちょっとお聞かせいただければと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、本田議員ご指摘のとおり、一番の要因は相続登記がされていないというところが一つ、また、昭和の初めの建物等ですとそもそも建物自体が登記がされていないという案件も一つの要因ではないのかなというふうに分析をしておるところであります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

そうですね。相続関係が一番多いというお話でありました。

相続する人がいればいいですけれども、何ですかね、要りませんと相続を放棄する方もいて、どこに行ったらいいのか分からないところがいっぱい出てくるんだろうと思います。ちょっと違いますけれども私も相続をちょっとしたことがあって、古いやつが大分あって、土地だったんですけれども38名の相続人がおりまして、どうしよう

かというようなことで悩んだことがありましたが、そういったときに弁護士さんだったり司法書士さんだったり相談をさせていただいてやって、手続中にもかかわらずまたさらに増えていくというところがありました。なかなかこれは大変なことだなと自分で経験をさせていただきましたが、そういったところでやっぱり２要旨目にも入っていきますけれども、そういったところで相談できるところが昨年から民間の企業さんと連携をしてそういったところで協定を結んで相談等々のことができるようなというところがありましたけれども、まだ去年の12月ですから半年ぐらいでありますが、回答書の中には実績的に成果があったというところもあったようでございますが、具体的にこの辺の成果について初期段階ではあると思いますけれども、その辺について町長の感想なりをお聞かせいただければと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

提携後具体的な成果があったという場所が吉岡の柴崎地区になるわけでありますが、ややもすると特定空家に指定をしなければ隣の住民の方にご迷惑をおかけするのではないかなというふうな思いもあって、法定相続人の方に長年片づけてほしいということでお話をさせていただいていた中で、具体的に解体をするのにどのぐらいの費用がかかるのかというところを非常に悩まれていた部分と、もともと県外にもう既に住まれている方が法定相続人であったところ、ある意味今回提携をさせていただいている解体事業者さんを取りまとめられる業者さんが客観的に地元の解体業者さんも含めて数者から相見積りを取っていただいた中で一番条件がよかったところを具体的に提示をしていただき、その金額であればきちんとここで解体をし、更地にしましょうかということで更地に戻していただいて、その後、今後はその土地の売却というところにもつながっていくんではないかなというふうに期待するところでありますが、まずは危険な建物の解体が具体的に進み、更地になったという事例が一定の成果であったなというふうに捉えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

そういう成果が出るということはやっぱり協定を結んだかいがあったというような思いだったというふうに思いますが、その成果を出すにしてもやはりその対象者になる方々にどうやって周知をするのかというのが、こういうことができますよというようなことがお知らせをしなくてはいけないというふうに思っています。いろいろ広報紙だったりホームページ等で周知はしているというふうに思いますけれども、さっきもやっぱり実績として30棟も増えていく中で、やっぱりそういうことができるというこの町としてのお手伝いがきちっとやっていますよというようなところをもっとアピールしてやっていかないと、せっかくいいことをやっているのに知らなかったでは何かもったいない話でありますし、今ちょっと毎年５月ぐらいには税務課のほうからきちっと忘れることなく固定資産税の納税通知書がまいりますが、その中にもきちっとお知らせとして入れていただいて本当にいいことだなと思いますが、ちょっと小さいんじゃないかなというふうに思ってございます。いろんなあんまり細かいことはいいんだと思います。もうちょっとこれができますと、相談してくださいというような端的なことでいいと思いますので、そういったところにももう少しやっていただけたらいいんではないのかなと思いますが、町長はいかがかお考えですか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず今回の取組につきましては担当職員からの提案もあっての実施という形になりました。改めて、どういうところに安心して費用の払いがなく相談ができるのかというところで進めさせていただいたわけでありますけれども、改めて町もきちんとバックアップして提携をして安心してまず相談いただけるという先の一つとして先駆けて実施させていただいたわけでありまして、議員ご指摘のとおり、今回はそのアピールも兼ねて用紙等々をちょっと入れさせていただきましたが、より端的に分かるような内容に、また来年以降はいいものに変えられるようまた検討してまいりたいというふうに思いますし、せっかく出来上がった制度でもありますので、やはりつくるだけ、または契約するだけ

ではなく、広く多くの方にご相談いただけるよう周知徹底に努めてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

そうですね。いろいろと改善をしていただいてよりよく利用できるような体制にしていただければなというふうに思いますが、こういう空き家が出ないことが一番だと思います。やっぱり発生させないというんですかね、そのための予防策というのが必要ですので、やっぱりそういった周知の仕方も含めて、予備軍というとあれですけれども現在住まわれていて、例えばお一人で暮らしている方、近くに身寄りのない方、そういった担当課では把握している部分もあろうかと思いますが、そういったところの方々にもやはり前もって、何ですかね、終活ではないですけれども、そういう来る日にというとおかしな話になりますけれども、そういったところの準備を進められるような、準備ができるようなアドバイス的なこともこれからやっていかないとどんどん増える一方ではないのかなというふうに思うわけでありますが、その辺について町長はいかがお考えですか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

やはり発生予防のためには議員ご指摘のとおり終活による例えば生前の整理も大切だろうというふうに思います。また、どういう家族間、人間構成で育ってきた方でどういう方が法定相続人にあられるのか等々、いろいろと日頃の信頼関係のもとにそういった情報もお伝えもしながら相続を促していくであるとか、あと繰り返しになりますが、終活も含めそういった見える対応、そういったところが本当に大事になってくるんだろうというふうに思います。そういった意味ではＤＸ等々により職員の業務効率を上げながら、職員がより町民の方々と心から触れ合っていろんな相談事に乗れる

ようなそんな体制をつくっていくべきであろうなというふうに今思ってお話のほうを伺っておりました。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

そうですね。事前にというか、前準備が大事だと思いますので、そういったところでいろいろと相談に乗っていただきながら対応していただければなというふうに思います。

３要旨目に入らせていただきますが、特にですけれども吉岡市街地にはもう回答書にもございましたけれども埋蔵文化財等々の指定をされているエリアが広く分布しているわけであります。やっぱり更地を解体したりとか新たに家を建てるとか改築するとか集合住宅、あるいは売買等々で土地を動かす場合は何かしらそのエリアでは調査はしなくてはいけないというふうに思います。これは決まっていることですから必ずやらないといけないことでありますけれども、さっきの話でもないですけれども、その辺についてもこういうことがありますと。この地区はこういうこともありますというようなところも大抵の方は知っていると思いますけれども、知らない方もいるのかなというふうに思います。いざ始めたらそういうことも出てきて時間も費用もかかってしまうというようなことが何かしらの足かせみたいになって思いをとどめるというようなことにもないこともないのかなというふうに思っております。実際、売買した方の話を聞くと、時間かかりますよねと。これは仕方ないですけれどもね。仕方ないんです。時間はかかるんですね。ただ時間がかかるというのはやっぱり調べるのに時間がかかるので、その辺の調べる体制というんですかね。そういったところもなかなか人手不足の中、人材不足の中で難しいとは思いますが、その辺、やっぱりスムーズに空き家にということからして対策ということから見たときのスムーズに移っていけるように、その辺の町としての対応の仕方ももうちょっと考えていただけたらなというふうに思いますが、その辺についてちょっとお考えがございましたらお願いします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

開発に当たって埋蔵文化財の調査等々が必要になる部分は議員ご指摘のとおりでありますけれども、確かに開発案件が増えてきた中人員体制の充実も必要であろうなというふうな思いも込めて、おととしは１人直接資格を持った方を採用をしたわけでありましたが、たまたま、なかなか定時の時間に出勤してくれないほど体調がちょっと悪かったところ等もあった中で退職されたわけでありますが、引き続き今現在の調査の係長も今１人で対応をしていただいているところでもありますので、次の方へのバトンタッチも含め、もう少し層を厚くしたいなというふうな思いもあって引き続き募集を進めておるのも事実でありますが、なかなか応募いただけない現状もありまして、そういった意味では関係者の方々からぜひ受けてみないかとお声がけも含めお願いをしているところであります。もう少し人員の補強も含め、迅速に対応できるような体制をつくっていくことも大事だろうというふうに思いますので、そういった人員補充も考えてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

なかなか人材が見つかるというのはなかなか難しいのかなというふうに思いますけれども、引き続き体制を整えられるようにお願いをしたいなと思いますし、文化財もそうなんですけれども、空き家でやっぱり困っているのは町も困っていますけれども隣近所の方、あとは地域の方々が多分一番困っているかなというふうに思います。近くというかね、近くにもあるんですけれども、庭木はどんどん伸びるし隣の家のほうにも伸びていきますし、柿の木はそのまま放置されている。最近ではなかなか市街地にも獣害、熊なんかが出没してというような今どきでありますから、やっぱりその辺、勝手に切るわけにもいかない。出てきたものは切ってもいいような話ではありますが、中まで入っていって根っこから柿の木を切るというのもなかなかできない状況にあるんだと思いますけれども、その辺についても何かかにか対策を取っていかないと、もし気づいたら柿の木の上に熊が上って食っていたというようではちょっとしゃれにな

らない話になりますので、仙台の町中まで出てくる今どきですので、そういった近隣住民の方々の不安を取り除くためにもそういったところにも対処をしていただいて、何らかの対策を講じていただければなというふうに思います。

もう何ていうかね、もう生い茂って家も見えなくなる、中に何があるのかも分からなくなる。やっぱりいろんなことで不安になるというふうに思うんです。かすかに奥のほう家は建っているんだけれども多分そんなに朽ちてはいないと思いますけれどももうすごい樹木がいっぱいで道路のほうにも出てきているような感じもありますし、もう隣近所はもちろんですけれども、その辺のやっぱり数だけじゃなくてどういった状況の空き家なのかと。特定空家の危険というところまではいかないのかもしれないですけれども、周りからすれば危険な建物だというふうに思います。その辺について何かお考えがございましたらお聞かせいただければと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、昨年度、空家情報を関係する課、横断的に対策チームで情報共有をするためのデータ化を行いました。町民生活課のみならず所有者のデータでありますとか、あとは具体的に今納税していただいている方のデータだとか、どういうところが空き家になっているのか、そこが今議員ご指摘のとおり野生生物のすみかになったりでありますとか、あとトクリュウ含めたああいった凶悪犯罪の巣になられてももちろん困る話でもあるかと思います。そういった意味ではまず庁内組織を横断的に共有化できる仕組みができましたので、そういったところの現状を踏まえながら、一方である建物だったり木だったり所有者の方からすれば資産でもありますので、そこに一方的に立ち入ることもまた罰則を逆に今度行政側が受ける可能性もある中、現状の把握をしながらどういった対応をすべきなのかというのを組織横断的に定期的に話をできる場ができましたので、一つ一つの解決に向けて前向きに頂いたご意見も伺いながら、庁内でもんでまいりたいというふうに思います。

議　　長　（今野善行君）

本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

そうですね。そうしていただければと思います。

現計画は先ほども言いましたけれども８年度ということで総仕上げでありますから、その次の計画作成に向けて現在に合った実効性のある施策といいますか、スピード感を持って進めていっていただいて、やっぱり安心して暮らせるのが一番というふうに思いますので、その辺についてお願いをして、その辺も含めて町長の総括を一言いただければと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それではただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、やっぱり不完全な管理されていない空き家、それが隣の近所の方を含めて安心安全に暮らしていただけるためのやっぱり阻害要因になり得るお話だろうというふうに思います。そうならないように発生の防止に努めるべく終活でありますとか相続登記を促したりという活動も行いながら、また空き家ということで認定した物件につきましては警察、または法務局等と関係機関ともいろんな協議をさせてもらいながら、どういう対応をすべきなのかというところを時間軸も見ながら対応できるよう、今後の計画の改定にも向けてさらに準備を進めてまいりたいというふうに思うところであります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

それでは２件目の質問をさせていただきます。

街角に小さな休憩場所の設置を。

健康志向の高まりにより、日常的に徒歩で移動する方が増えている一方で、長距離の歩行に不安を感じている方の声も少なくありません。

また、中心市街地や生活圏において気軽に休める場所があればというふうな声もお

聞きいたします。

こうした中、街角に老若男女を問わず、利用すべきベンチや簡易な休憩スペースを設けることで外出促進や健康増進、高齢者支援にとどまらない小さなコミュニティーから始まる地域のにぎわい創出にもつながると考えますが、町長の所見をお伺いをいたします。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

次に、街角に小さな休憩場所の設置をについてお答えをいたします。

誰もが安心して外出できる環境づくりは、まちづくりの視点から重要なテーマであると認識をしております。また、日常の移動において、気軽に休める場所があればという考え方も、健康増進やコミュニティー形成のきっかけとして一つの視点であると捉えております。

一方で、町として公共的な空間に休憩ペースを設けるに当たっては様々な課題がございます。特に、多くの住民が利用する空間におきましては、誰にとっても安全かつ円滑な通行が確保されることが大前提となります。そのためには、設置場所の選定に当たり、土地の所有権や利用権の調整、適切な管理責任の所在など、解決すべき法的、実務的なハードルが伴います。仮に実現を目指すのであれば、特定の場所ありきではなく、まずは他自治体の先進事例を参考に、安全確保のための基準や管理運営の在り方について調査研究を行う必要があると考えております。

本町におきましては、現在、デマンドタクシーや町民バスといった公共交通機関の利便性向上を軸とした移動支援にも努めておりますが、ご提案をいただきました徒歩による外出環境につきましても安全性を最優先とし、まずは全体的な状況や諸課題を整理しつつ、どのような形が適切で実現可能か慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

それでは再質問をさせていただきます。

まずもってあちこちに休憩場所をつくれと言っていることではないことを最初に言っておきます。あったらいいなの話から始まるので、そういうことでお願いをしたいと思います。

なかなか私も歩かないようになりました。どこに行くにも車に乗ってというようなところでそんなに大きなことは言えないんですけれども、結構歩いている散歩をしている方も多いですし、ウォーキングしている、走っている方もおりますけれども、私がここで何ていうかね、歩いているのはどういう方なのかというところを言いますと、日常的に生活をしている、例えば買物に行く、通院する、回答にもありましたけれども外出支援、本当に手厚くタクシー券、デマンドタクシー等々いろいろ移動交通手段はあるというふうに思いますけれども、タクシー券にも限りがありますから、しょっちゅうしょっちゅうというわけにもいかないと思います。結構これは高齢者の方が多いと思いますけれども、医療機関に行って診察してもらうなりお薬をもらうなりして帰りにスーパーとかで寄って買物をしていく。そういったときに歩いて行かれる方をよく見かけるんですけれども、多分買物をしてリュックを背負って両手に袋を持ってよっこよっこと歩いている光景をよく見かけます。そうすると、途中の歩道の縁石だったり民家のブロックとか腰かけられるようなところにちょこんと座って休憩をしている。多分休憩をしているんだと思います。どこまで歩いていかれるのかはちょっと定かではないですけれども、多分昔は吉岡市街だと町中に商店街があってそんなに移動距離は要らなかったんだと思いますけれども、今はやっぱり中心がこっちのほうでまほろばのほうでありますから医療機関でも買物にするにしてもこちらのほうに来ると、やはり戻っていく方はある程度の坂道を上ったりとかそういった方もいるわけで、さっきも言いましたけれども、なかなか全てそういう交通機関を使うというわけにもいかないときに、どうしても歩かないといけない。そういったときにベンチとかだったら公園にはあるんですよ。その辺の緑道の脇にもありますけれども、やっぱり生活の動線上にというんですかね。そういうところに、どこを基準にして動線てあるのやと言われると何とも言えないですけれども、そういう動線上になかなかない。だから、ちょっと引っ込んだところに、歩道からちょっと１メートルぐらい引っ込んだところにそういう休憩スペースがあってもいいのかなと私なりに思ってこういう質問をさせていただきました。そのほかにもいろいろありますけれども、なかなか何ですかね、タクシーで行き帰りというのはなかなか負担もありますし、ちょっとだったら歩こう

かという方が歩いているんだと思いますけれども、見ているほうからするとこれから暑くなる季節は特にですけれども、買物をして両手いっぱい持って歩いている姿を見ると、もうちょっと入ったところの日陰、そんなに奥まで行くとかえって大変ですから、本当にすぐ脇ぐらいに本当に小さいスペースで構わないと思いますけれどもそういうのがあったらいいんじゃないかなというふうに思っておりました。いろいろ回答の中にもありましたが、どこに置くのやと。まさか民家、民地に置かせてくださいと言ったらやっぱりその辺は契約問題になりますからなかなか難しい。公共用地、あちこちにあるわけでは、ずっとあるわけではないので、あちこちそういう場所に限って置ける場所、それはどこに置いたらいいのかというのはちょっと調べてみないと分からない話ですけれども、そういったところの考え方があってもいいのかなというふうに思いますが、その辺について町長いかがかお考えですか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

老若男女問わずやっぱり歩くのは非常にいい運動であり、特にご高齢の方々に関してはやっぱり足腰が弱ってしまうとイコール認知症が進んでしまったりだとか骨粗鬆症の一つの要因になったりとか、やっぱり歩けることは非常にいい運動であろうというふうに私も思います。そういった中、決して否定するわけではなく、今小学生以下の子供さん方の通学に際して歩道の通行も認められている中もある中、歩道または道路にどういうものを安全に置けば全てが安全に通行できるものなのか等々、どの場所にどういうものがあればいいのかなというのをほかのちょっと事例をいろいろ調べてみながら検討させていただきたいなというふうに思って伺っておりました。

一部ひだまりの丘に町内中の区長さんを中心としてコミュニティースペース的に昨年設けていただいたスペースともまたちょっと違った場所を多分イメージをされているんだろうなというふうに思いますので、今回のこの一般質問に限らず、どういう形でどういうものをどういうふうに置いたらいいのかなというのを担当課も交えながらお話ももう少し煮詰めさせていただければなというふうに思うところでありますが、気軽にやっぱり歩ける環境は非常に大事であろうというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

そうですね。検討してくださいというところでありますけれども、いろいろ検討していく中で、そんなに形にはとらわれない、今さっき言いましたけれども高齢者の買物とかいろいろ生活の動線上とか言いましたけれども、あとは子供たちの通学等々、そういったところの間、旧エンドーチェーン跡地もだんだん整備がなされていってそういったスペースもできてくるのかなというふうに思いますけれども、ずっと吉岡の端まで歩いていくとまだまだ遠いわけでありますから、もっとあちこちにあってもいいのかな。場所というんですかね。さっき言ったどこかに固定するのではなくてもどこかの軒先を借りるとか、それはボランティア的に協力をしていただかないとなかなか無理な話ですけれども、昔商店だったところとかシャッターが下りているところ、そういったところもありますし、そういったところをちょっとお借りする。あくまでも善意でということでしないとなかなか後々面倒なことになると思いますし、置くものにしてもベンチとか、例えばちょっとあずまやまではいかないですけれども、そういったところも幸いこの大和町には優良企業がいっぱいございますので、名入りで企業名の提供をしていただきながら、何ていうんですかね、ネーミングライツじゃないですけれども、そういったところも活用しながら名前を入れて置きませんかという企業さんに問いかけて置いてもらうと。そういったところも考えてもいいのかなというふうに思いますが、この辺はいかがか考えていますか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

いろんな場所の選定についてもいろんな今ご提案をいただきました。空き店舗の一部場所を借りたらいいんではないか。またその手法としてネーミングライツでありませんが、企業さんのお名前、ご協力をお願いしたらどうかといういろんな手法に関してもご提案をいただきました。どういう形で適切に安全に、仮に実行した場合に運用

いただけるのか。また、日々のメンテナンス含めてどういうふうな形でやれたら実現が可能なのか等々、いろんな自治体のいろんな成功事例も先進地の事例も参考にさせていただきながら検討してまいりたいなというふうに思う次第であります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

ただ単に休憩場所、ベンチ設置ということではなくて、外出支援、児童生徒の安全安心、通学環境、さらには地域住民の方々の交流の場所、促進できる場所、そういったもので身近な小さいまちづくりなのかもしれませんけれども、そういったことにも役に立つのではないかなというふうに思っております。全て全部整備してというのは難しい話でありますから、いろいろと各地区区長さんなりそういった方々にご意見を聞きながら、要望も含めて聞いて、実施できるところがあればモデル的にそういったところを設置を検討していただければなというふうに思います。

やっぱり安心して歩いて出かけられるというのはいい町のあかしにもなるのかなというふうに思っていますので、その辺も引き続きご検討いただきながら進めていただけたらなというふうに思います。

最後に町長のご意見を総括していただいて終わらせていただきます。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの本田議員のご質問、再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、単純にやはり歩く休み場所ではなくて、どちらかというと地域コミュニティーのちょっとした寄り合いの場所的に集まりながら、ある意味地域の防犯でありますとか防災の活動にもつながるようなやっぱり隣近所の見えるような関係が、昔だと縁側でちょっと座ってお茶を飲みながら何気ない話をしながら現況のみんなで確認をしていたような、そんな昔の村社会的な集まりの場を多分イメージされているんだなと改めて伺いました。そういった意味では、今いろいろプライバシーもいろいろ騒がれている中

でもある中でもありますが、そういった人と人のつながりをつくる場所としてどういった手法、または予算をどういうふうにつけるのかというところも含めいろんな手法があるんだろうというふうに思いますので、総合的にどんなことがこの町のコミュニティーの希薄化を止めてより関係性を深めるようなそんな取組になるものがないのかという視点を交えながら、どんなことができるのかというのを前向きに検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

以上で本田昭彦君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後１時５６分　　延　　会